

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5005A	5005001			z17001	環境省	温泉法第2条、第13条	温泉法第2条に規定された温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない(同法第13条第1項)。	c	-	温泉法における「温泉」の定義とは、地中から湧き出す温泉水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。)で摂氏25度以上の温度又は法に定める物質を有するものをいう。温泉法では、自然資源の一つである温泉を保護しその利用の適正を図るとの趣旨を踏まえ、この「温泉」は、自然物として自然状態に存在する形態を想定しており、貴要望にある「濃縮温泉水」のように温泉の水分を人為的に蒸発させるなどの製造が行われたものについては本法に定める温泉には含まれない旨は、既に回答済みである。 なお、貴要望中タンクローリーによる輸送行為についても、人為的な性状変更が認められるとの指摘があるが、タンクローリーによる輸送行為は、タンク内部の状態等により温泉成分の変化が認められる場合もあると考えられるが、温泉資源そのものを加工しているわけではなく、温泉資源が自然状態に存在する形態の範囲内でその成分が変化しているに過ぎない。 温泉法13条第1項の趣旨は、源泉から湧き出した		株式会社 ヒロ	1	A	適正で正確な倍率に濃縮され、水で希釈すれば元の温泉成分に戻るいわゆる「濃縮温泉水」を温泉法に基づく温泉と同等に取り扱ってほしい。	1 正しく加工された「濃縮温泉水」は、性状の変更はほとんどないで温泉法に基づく温泉として認めらるべきである。 2 正しく加工された「濃縮温泉水」が温泉法に基づく温泉ではないとされれば、湧出量が少なかったり、湧出する温度が高温であり大量に加工された温泉を循環し、7日間も連続再使用する温泉水、タンクローリー需給による温泉は、温泉法に基づく温泉として認められるべきではない。	1 各所に湧出する天然温泉水を現地若しくは濃縮加工工場において、濃縮加工し、浴用および化粧用として、温泉療法等を行うための浴用温泉水としてコンバクトにし、輸送コストを下げ、求められる温泉地の温泉を全国各地から客先に届けたい。 2 要望事項が実現した場合は、適正な管理体制の基にこだわりを持った正しい「濃縮温泉水」を加工し、湧出する天然温泉に限りなく近い「濃縮温泉水」とする。	1 原状の温泉地の温泉は、温泉法に基づく温泉とされているが、その実態は余にも大差がみられない。ほんの1例ではあるが、ある温泉地においての公的機関の温泉施設の実態は、分量量が毎分15リットルであるにも拘わらず施設の浴槽総容量が500Lを超えているが、釜々と温泉法に基づく温泉利用許可を受けて営業している。 2 このような場合、温泉成分の性状の変更はないとされているが、「濃縮温泉水」は環境省の検証も求めないまま性状の変更が大きいとしている。	温泉法 公衆浴場法	1 環境省は、「濃縮温泉水」に関して「製造」と称し、且つ性状の変更が大きいとされるが、その根拠を明確にお示しいただきたい。 2 環境省は、極度の加水、温泉水の再利用については性状の変更がないとされているがその根拠を明確にお示しいただきたい。 3 環境省は、複数の温泉井戸の温泉水を混合しても性状の変更はないとされているが、その根拠を明確にお示しいただきたい。 4 全国の温泉実態と現行の温泉法による温泉利用許可について適正であるか否かお示しいただきたい。
5021A	5021001			z17002	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条	廃棄物を取り扱う場合は、リサイクルについても、廃棄物処理法に則り行う必要がある。	c	-	使用済の空気清浄器が産業廃棄物に該当する場合には、ご要望の行為は廃棄物の処理とみなされ、廃棄物処理業の許可が必要となることである。		池本勝彦	1	A	使用済空気清浄器の収集、運搬、処分規制の撤廃	産業廃棄物処理業の許可を受けていなくても産業廃棄物として処理されている使用済の自動車用空気清浄器を回収して、再利用再使用することを可能とする。	使用済の空気清浄器を再生し、資源の有効活用と、ゴミの減量を目指す。 具体的には、全国の自動車ディーラーや自動車整備業者等によって廃棄されている使用済空気清浄器は、殆ど全てが濾過紙部が目詰まりのために使用不能となっており廃棄されている。これら廃棄された使用済の空気清浄器を回収して、濾過紙の部分を取り除き、その部分を新しい濾過紙に交換したり、濾過の機能をもう別の素材に取り替えたりして、廃棄物を再生し、環境安全に役立てる。	自動車用空気清浄器は、取替部品として一定期間、あるいは一定の距離を走行しているうちに徐々に汚れがひどくなって、使用不能となり交換するようになっている。交換して使用済みとなった空気清浄器は、廃棄物として処理される。この廃棄された空気清浄器を回収して再生し、再利用、再使用することは、資源の有効活用及びゴミの減量につながる。更に、濾過と同時に空気を改質させる機能を併せ持つ素材を濾過紙を取り除いた部分に取り付けることで、その空気清浄器を通過する空気が改質される。その結果、気筒内での燃焼効率が向上するため、燃費が良くなったり、排気ガスがきれいになったりして二酸化炭素の排出も低減する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第1条 再生資源の利用の促進に関する法律 第1条	
5022A	5022001			z17003	内閣官房、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、防衛省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、		環境省においては、既に平成14年7月より売掛債担保融資保証制度を利用する場合の債権譲渡特約の部分解除について実施済み	d	-	平成13年12月17日付中小企業庁からの依頼により対応済み		社団法人 第二地方銀行協会	1	A	国・地公体等の公的機関向け金銭債権の譲渡禁止特約の適用除外(譲渡先が金融機関の場合)	民間企業の国・地公体等の公的機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約上、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。	国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小企業の資金調達のために売掛債権担保融資を行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達が阻害している。			
5025B	5025001			z17004	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等	廃棄物の処理について、収集運搬又は処分に係る基準、施設設置に係る基準及び業許可に係る基準による制度的な管理が行われている。	c	-	御要望の内容が、廃棄物処理法上のいかなる規制についていかなる措置を求めているのか必ずしも明らかではないが、一般に、廃棄物はそんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に有しており、収集運搬又は処分に係る基準、施設設置に係る基準及び業許可に係る基準による制度的な管理下に置くことが必要である。したがって、一般廃棄物である焼却灰の処分を行う以上は、これらの基準を満たす必要があり、規制を緩和することは適当でない。 なお、御要望の内容の③については、地方公共団体が実施する事業の実施に係る要望であると見受けられるため、当省はお答えする立場にはないものと考えられる。		株式会社 シンギンシャ	1	B	一般廃棄物焼却灰を無害安定固化して骨材に再生する	①焼却灰の無害化処理は中間処理施設で焼却灰と薬剤を適量配合し水を付加して十分に混練しモルタル状にして型枠容器に充填し養生固化する。但し、養生初期は雨に濡れると泥状化するため型枠容器には移動用テントで覆う必要がある。②無害安定固化剤は平成9年度の環境庁の「廃棄物最終処分技術評価調査報告書」に関する「重金属類を含む有害廃棄物の無害化に関する技術」で審査評価された「焼却灰の無害安定固化堆積法」の薬剤を使用する。③骨材の必要強度は薬剤の配合量の多寡により調整できるが、重金属類の溶出を抑える最小限は必要である。それ以上付加しても経済的に負担が掛かるだけであるが、二次製品化を望む場合は薬剤を増量するかあるいはスリ等を配合して強度増を図ることができる。	①骨材の大半は天然の岩盤或いは河川石を破碎して生産するのが現状である。しかしながら、自然環境の保護などで天然骨材は減少の傾向にあり将来的には枯渇する時代も想定しなければならない。そうした時代を予測すれば焼却灰再生骨材は貴重な資源であり大量の備蓄が必要となる。②再生骨材は埋戻し材或いは路床材等の基準強度を満たし、天然骨材に比較して見掛比重が小さいため地盤の弱い地域での埋戻し材或いは路床材等には沈下を防ぐなど適応性が高い。③焼却灰の再生は最終処分場の環境負荷削減に寄与し処分場の延命策ともなる。④焼却灰骨材の生産コストは、焼却灰を最終処分場に埋立てる現行処分費以内で実施できることから、破砕だけの低コストで出荷でき将来的にも骨材コストが高騰することなく安定した供給ができる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和46年政令第300号)	①焼却灰再生骨材の製造プロセス図 ②焼却灰骨材の成分計量試験表	
5025A	5025002			z17005	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等	廃棄物の処理について、収集運搬又は処分に係る基準、施設設置に係る基準及び業許可に係る基準による制度的な管理が行われている。	c	-	御要望の内容が、廃棄物処理法上のいかなる規制についていかなる措置を求めているのか必ずしも明らかではないが、一般に、廃棄物はそんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に有しており、収集運搬又は処分に係る基準、施設設置に係る基準及び業許可に係る基準による制度的な管理下に置くことが必要である。したがって、一般廃棄物である焼却灰の処分を行う以上は、これらの基準を満たす必要があり、規制を緩和することは適当でない。		株式会社 シンギンシャ	2	A	一般廃棄物焼却灰を無害化処理して処分する焼却灰専用処分場の建設	(1)処分場の環境負荷削減による環境保全向上のため重金属含有の一般廃棄物焼却灰を無害化処理して処分場に埋立てる方法において、無害安定固化薬剤と焼却灰を適量配合し水を付加して混練しモルタル状にして処分場に充填する。モルタルは薬剤の凝結固化特性により処分場に充填すると短時間で管理型最終処分場の遮断壁に対して簡素化した形態となり経済性及び安全性の高い焼却灰専用の環境保全型処分場の建設を要望する。(2)無害化処理された焼却灰モルタルは雨水を防ぐ仮設テントに覆われた型枠容器内に充填され短時間で凝結固化自立するため、管理型最終処分場の遮断壁とは異なる形態のコバネ或いは樹脂板程度の薄板で構成された型枠容器を配列してとしモルタルを順次充填しながらの養生固化が完了するまで処分場の天面に移動式仮設テントで覆い雨水を避ける処置を取ることから汚水の発生は皆無である。また、地震等で亀裂が生じても固化物が破壊されても重金属イオンの溶出がないため水処理装置は不要となる焼却	(1)一般廃棄物焼却灰は中間処理施設で無害安定固化薬剤により無害化処理されモルタル状になって処分場に輸送充填されると短時間で凝結が始まり固化自立する。無害安定固化剤は平成9年環境庁による「廃棄物最終処分技術評価調査報告書」による「重金属類を含む有害廃棄物の無害化処理に関する技術」で審査評価された「焼却灰の無害安定固化堆積法」の薬剤を使用する。(2)焼却灰専用処分場の遮断壁は、現管理型処分場と異なり合成樹脂シート又は合成ゴムシート等によるものでなく、木材又は樹脂板等による簡単な構造となるために経済性の高い処分場となる。但し、処分場は雨水を防ぐためのテントが必要となることからテントの大きさに制約を受け型枠容器を複数配列して、モルタル充填し養生固化したらテントの移動に移るほうほうを繰り返しながら埋地全面を埋め尽くす形態の処分場となる。埋立て完了跡地はがけの発生は少なく沈下の恐れもない安定した地盤となるために、直ちに有効な土地として利用できる。	(1)近年、管理型最終処分場の残存が逼迫しているにも拘らず新規処分場の建設が思うように進まない要因として、管理型最終処分場の環境負荷が増大し環境保全が保たれない傾向を住民は危惧する。新規処分場の建設に理解を示さないのが現実である。課題を解決するためには重金属含有の一般廃棄物焼却灰を無害化して処分場に埋立てることが目に見える形で住民対策となる。(2)無害化処理は処理費が現行の処分費に上乗せされる事を排出者は危惧する。余り実行に移せないのが現状のようである。今回、要望する焼却灰専用処分場は処分場の初期投資が小額であり、処分場の形態が簡素化構造であること、更に、水処理装置及び管理費が不要なことから現行処分費以内で無害化処理処分場まで実施できることが期待される。(3)環境アセスの観点からすれば、年間200万トン以上排出される重金属含有焼却灰は有機廃棄物と異なり生物分解も水処理装置では完全に回収されない分は長期に亘って高度な水質保全に問題を残す。専用処分場の在り方は事後の対策でなく事前に問題を解決するための選択的	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和46年政令第300号)	①「焼却灰」無害化処理処分場のプロセス図

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/A/民間)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5028A	5028001			z17006	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第10条の10第3項		d		許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第9条の2第5項に規定する先行許可による許可証を申請の際に用いることにより、規則第9条の2第2項第9号から第14号までの書類を省略することができることとされているところである。なお、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)を受けて、先行許可証の活用について、その積極的活用を都道府県等あてに通知し、担当者会議等でも適宜周知しているところ。		日本製紙連合会	1	A	産業廃棄物の運搬に係る許可申請手続きの簡素化	産業廃棄物は事業者自身の中間処理施設で中間処理を行った上で、最終処分されているが、一事業所の中間処理施設に、同一企業の近隣事業所で発生した産業廃棄物を持ち込み、中間処理するには、運搬に当たり「積み込み場所(排出事業者の所在地)」と「降ろす場所(中間処理施設)」の、両方の行政への細かな許可申請が必要である。例えば、直前3年分の「貸借対照表」「損益計算書」「法人税納税証明書」「定款」「登記簿謄本」の他、役員全員の住民票の写し等の添付が義務付けられている。このうち少なくとも役員に異動に係る変更手続きに要する添付書類(住民票・登記事項証明書等)を削減すべきである。		大手製紙会社の役員は10~20名にも達し、全国各地の工場所在地の道府県に居住している場合も多い。このため役員の異動がある度に、全役員の住民票を揃えることは申請業者にとって負担が大きい。また、役員は個人情報は個人情報でもあり、対象から外し、極力添付書類の提出は最小限に限るべきである。	廃棄物処理法第14条1項、15条2項	
5041A	5041018			z17007	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条	一般廃棄物の収集運搬を業として行うためには、市町村長の許可が必要とされている。	c	-	一般廃棄物の収集運搬業の許可を与えるかどうかは、処理責任を有する市町村が当該廃棄物の排出抑制/リサイクルを含めた適正処理による生活環境保全との関係や市町村の一般廃棄物処理計画に照らし適切かどうかという観点から決すべきものとして、市町村に委ねられているところであるから、食品廃棄物の再生利用目的であっても、これを不要とすることは適当でない。		社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	18	A	一般産業廃棄物収集運搬の行政区割りの許可に関する事項。	再利用目的の収集運搬に限り、現状よりも広範囲(県内全域など)の収集運搬を許可してほしい。	大手コンビニエンスストアなどは現在、賞味期限切れの弁当、惣菜などを可燃ごみとして処理している。これらを行政区を越えて経済的に成り立つ範囲で収集運搬し、畜産飼料として再利用する。トレーサビリティの確保された賞味期限切れ食品を食べた健康な畜産物が加工され、再び店舗に並ぶ循環型社会の形成に役立つ事が出来る。	例えば、賞味期限切れの弁当などの食品廃棄物を飼料として再利用しようとしても行政エリアを出て収集運搬できないのが現状である。廃棄物の多くは都市部から出るが、畜産業者の多くは郊外に有る。このギャップを解決する事が出来ればごみは減り、畜産業者も買の高品質肉を市場に出す事が出来る。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条	
5041A	5041054			z17008	環境省	-	-	e	-	どの物質についての環境規制が問題となっているのか、具体的に御教示いただくとともに、該当法令の条項を御教示いただきたい。		社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	54	A	コンビニート内の環境規制に係る排出規制の緩和	コンビニート内の排出源毎に排出基準を遵守することが求められているが、設備の増設の制約要因となる恐れがある。	コンビニート全体に対する環境規制とする。	コンビニート全体としての外部に対する環境負荷をより合理的に規制することが可能となるとともに、コンビニートの最適化増築が可能となり、環境に配慮しつつ生産活動の効率アップを図ることができる。	都市計画法	
5054A	5054052			z17009	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の3第1項	欠格要件については、廃棄物処理法第14条において規定されており、申請者や許可業者が欠格要件に該当する場合は不許可や取消の処分を受けることになる。	c	-	①~③について 廃棄物処理法においては、廃棄物処理に対する国民の不信を解消し、廃棄物処理業者の質の確保を図るため、平成9年及び平成12年の法改正において廃棄物処理業・施設設置の許可要件を厳格化するとともに欠格要件を強化し、さらに平成15年の法改正においても、欠格要件に該当した場合の取消しを義務化することとした。 廃棄物処理法に係る欠格要件については「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)において「検討会を設け、欠格要件の必要性の見直し等」について、平成18年度を目途に結論を出す」とされているところであるため、欠格要件についてはその場で検討することとしている。 ④について 監査役については、会社法(平成17年法律第86号)においても役員として位置づけられているところである。監査役の会社法上の権限をかんがみても、以下のとおり「取締役、執行役又はこれらに準ずる		(社)日本経済団体連合会	52	A	廃棄物処理法に係る許可の欠格事由の見直し	廃棄物処理法に係る許可の欠格事由について、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(2006年3月)において、「学識経験者等からなる検討会を設け、欠格要件の必要性の見直し等」について、平成18年度を目途に結論を出す」とされていることは評価できる。具体的などの取消事由によって許可の取消しが行われたのか等、きめ細やかな現状分析を行うとともに、大局的な見地から検討を行い、左記要望事項が実現されるよう措置すべきである。 ①欠格要件に該当することになった場合、自動的に許可が取消されるのは廃棄物処理業の許可のみとし、廃棄物処理施設の許可については「裁量的取消し」(「取り消すことができる」とすべきである。 ②その他環境関連法令違反については、施設許可のみならず、業の許可についても「義務的取消し」の対象外とし、「裁量的取消し」とすべきである。 ③法人の役員または政令使用人が、交通事故等の私的な事故により禁錮以上の刑に処せられた場合については、義務的取消事由の対象外とすべきであ	(*) ④処理業の許可を受けたものが法人である場合に欠格要件が適用される役員の範囲について、株式会社の場合には対象外とすべきである。	別添資料①参照	廃棄物処理法第15条の3第1項【許可の取消し】(第14条第5項第2号イ、第7条第5項4号ハ、同法施行令第4条の6)	2003年12月施行の改正廃棄物処理法により、廃棄物処理業ならびに処理施設の許可の取消要件が強化され、廃棄物処理法第7条第5項第4号または第14条第5項第2号に規定する欠格事由に該当するときは、地方公共団体の長は、「許可を取り消さなければならない」(「義務的取消し」)ことになった。その一つとして、事業者が、大気汚染防止法、騒音・振動規制法等の環境関連法令(*)違反で罰金刑を受けた場合、5年間にわたって「欠格要件」に該当することとなり、廃棄物処理業のみならず、廃棄物処理に係る許可も自動的に取り消される。またそ
5054A	5054053			z17010	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の12の8	広域認定制度の対象となる廃棄物は、拡大生産者責任の考え方に則り、製造事業者の自らの製品について業の許可なくその広域的処理を行うことを認める制度である。	c	-	現在、企業独自の技術が多岐に渡り存在する中、製造事業者自身による効率的な再生利用等を促進すべく、拡大生産者責任にのっとり、広域認定制度が設けられている。本制度の意義は、自社の製品の再生又は処理の工程に関与することで、より再生又は処理しやすい製品設計へ反映させる点である。他社製品を回収して処理することは、製品を熟知する製造事業者自身による処理に代わらず、また、自社製品への設計に反映させることはできない。広域認定制度はあくまで製造事業者のための廃棄物処理の特例であって、全量他社製品を回収して適正に処理することは純粋な廃棄物処理に該当するところ、これを特例措置の対象とすることは、制度の趣旨を外れるものであるほか、通常の許可制度の抜け道となり、ひいては、不適正な処理を助長させることになりかねない。		(社)日本経済団体連合会	53	A	広域認定制度における取扱の明確化	広域認定制度において、対象産業廃棄物が「情報処理機器(及び通信機器)が産業廃棄物となったもの」の認定を受けており、製品の販売に伴い発生する使用済み製品(新製品の導入に伴い撤去された機器等)の回収が適正かつ効率的に行われると認められる場合は、全てが同一性状の他社製品であっても回収を可能とすべきである。	別添資料②参照	廃棄物処理法施行規則第12条の12第8号	広域認定制度の対象となる廃棄物は、基本的に、認定された者が「製造加工又は販売を行った製品」に限られている。ただし、情報処理機器及び通信機器の場合、同一性状の他社製品の回収依頼を受けることが多いことから、政令改正の際に、実態を踏まえた運用を行うよう関係業界から要望したところ、パブリックコメントに対する環境省の回答や広域認定制度の手引きでは、他社製品の回収も可能との方針が示された。しかしながら、全てが他社製品の回収は認められていない。 ※2003年度の要望を受けて	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/A/民間)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
5054A	5054085			z17011	厚生労働省、経済産業省、環境省		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律において、有害な化学物質が環境を經由して人の健康又は動植物の生息・生育に与える影響を未然に防止することを目的とし、新規化学物質の届出に際しては、単一の化学物質ごとにその性状を評価することを原則としている。その際、たとえ他の物質に不純物として含まれる化学物質であっても、それが新規化学物質でありかつ1重量%を超えて含有されている場合には、それが環境中で濃縮され、人の健康や動植物の生息・生育に影響を与える可能性が無視できないため、こうした物質による影響の未然防止の観点から、当該不純物について化学法上の届出又は確認の対象としているものである。したがって、新規化学物質として取り扱われたい不純物の含有割合を10重量%にすることはできない。	c	-			(社)日本経済団体連合会	85	A	化学法における不純物規制の見直し	不純物が新規化学物質として取り扱われるようになる含有割合(1重量%)を、少なくともEU並みの10重量%へ引き上げるべきである。		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条	不純物が1重量%以上の場合、当該不純物は新規化学物質として扱われるので衛生性試験が必要になるが、個々の物質ではなく、実際に流通する化合物全体をチェックすることで安全性を担保できる。 新規化学物質届出制度が実施されているのは日本に加え、米国、EU、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、韓国、中国、フィリピンの10か国(地域)である。この中で、米国、カナダ、オーストラリア等では不純物の届出は不要であり、EUでは10重量%未満の不純物はELINCSの収載対象外である。2004年4月の化学法改正はアメリカ・EU・カナダ等が生態系保全のための規制を実施している状況を受けたものであるなど、各国の規制の状況を参考としているにも係らず、当該規制は他国に比べて著しく厳しく定められている。また、衛生性試験により最大で2000万円程度、期間にして7~8週間程度がかかり、製造販売時期の遅延等によって国際競争の観点から不利である。		化学法では、新規化学物質を製造又は輸入しようとする際に、不純物が1重量%以上含まれる場合は、個別の物質として衛生試験を行い、個別に届出を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならぬ。1重量%以上の不純物が含まれている場合、この不純物は個別の物質として扱われ、別途手続きが必要となる。
5064A	5064001			z17012	警察庁、環境省		自動車NOx・PMに基づき、対策地域のトラック・バス等、ディーゼル乗用車のうち排出基準を満たさないものについては、一定の期間が経過した後、自動車検査証を交付しない規制措置(車種規制)を講じている。	c	-	現在、中央環境審議会大気環境部会のもとに設置された自動車排出ガス総合対策小委員会において、自動車NOx・PM法の目標達成に向け、現行の施策の進捗状況等を踏まえて、今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について審議いただいているところ。小委員会においては、「流入車も含めた適当車への転換をどのように進めるのか」「対策地域の範囲をどうするのか」についても検討課題とされている。小委員会での審議を見守りつつ、今後検討したい。		東京都	1	A	自動車排出ガスに係る抜本的な使用過程車対策	抜本的な使用過程車対策の実施	流入車規制や窒素酸化物対策地域の拡大などの追加的規制を実施すること。 自動車NOx・PM法では車検制度によって基準を満たさない車両は対策地域に登録することができなくなるが、域外からの流入車については規制がされていないことから、窒素酸化物に係る大気汚染は依然として深刻である。ついては、早急に流入車規制や対策地域の拡大などの追加的規制を実施すること。	首都圏の一都三県では、平成15年10月1日から条例によるディーゼル車規制を実施し、八都府県で連携協力してディーゼル車対策に取り組んでいる。都における平成17年度大気監視結果では、浮遊粒子状物質の濃度は昭和48年度の測定以来、初めて全測定局で環境基準を達成したが、幹線道路沿いに残る二酸化窒素の高濃度汚染は依然として深刻な状況にある。 大気汚染の早期解消のため、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法(以下「自動車NOx・PM法」という。))」に基づく対策が重要な役割を果たすことが期待されているが、国は、規制のかららない対策地域外からの旧式車両の流入を放置するなど、高濃度汚染の解消に向けた十分な対策を講じていない。 ついては、ディーゼル車等の自動車交通等に起因する東京の大気汚染の早期改善を図ることを目的に要望する。	○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法 ○大気汚染防止法		
5064A	5064002			z17013	環境省		排ガス規制強化の方針については中央環境審議会が審議した後、答申された内容を踏まえて告示等の改正作業を実施している。	c	-	中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第八次答申)」において平成21年からの新しい許容限度目標値(ポスト新長期規制)について提言された。 また、挑戦目標値も同答申において提言され、平成20年頃に技術検証を行い、大都市地域を中心とした大気環境の改善状況、局地汚染対策などによる環境改善の可能性、CO2低減対策との関係を考慮しつつ必要に応じて定めるとされているところであり、今後中央環境審議会において審議されることから「挑戦目標値」を規制値として定めることは時期尚早である。		東京都	2	A	自動車排出ガスに係る新車対策	新車対策の実施	ポスト新長期規制の実施に当たり、「挑戦目標」と位置づけている窒素酸化物の目標値を早急に規制値として定めること。 (ポスト新長期規制:中央環境審議会第8次答申により、平成21年に予定されているディーゼル自動車排気ガス規制)	首都圏の一都三県では、平成15年10月1日から条例によるディーゼル車規制を実施し、八都府県で連携協力してディーゼル車対策に取り組んでいる。都における平成17年度大気監視結果では、浮遊粒子状物質の濃度は昭和48年度の測定以来、初めて全測定局で環境基準を達成したが、幹線道路沿いに残る二酸化窒素の高濃度汚染は依然として深刻な状況にある。 ついては、ディーゼル車等の自動車交通等に起因する東京の大気汚染の早期改善を図ることを目的に要望する。	○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法 ○大気汚染防止法		